

KIRYU

桐生市景観色彩ガイドライン



はじめに

桐生市では、当市の歴史・文化やそのなかで作られてきたまち並み、渡良瀬川やまちを取り囲む山々などの豊かな自然景観など、特徴ある景観を保全・継承するとともに、良好な景観の新たな創出を図るため、平成6年度から市独自の景観の取組を行ってきました。そして、平成16年に制定された「景観法」に基づく景観行政に取り組むため、平成25年に景観行政団体となり、平成27年度に「桐生市景観計画（以下、「計画」という）」を定めました。

この「桐生市景観色彩ガイドライン（以下、「本書」という）」は、計画に基づく景観まちづくりの手引きとして、市内外の参考事例や計画における手法・考え方をまとめたものです。市民や事業者の皆さんが景観まちづくりに取り組むきっかけ作りや、理解を深め、より進んだ取組につなげるために、活用していただければと思います。

建築物・工作物の建設や屋外広告物の設置など、個々の行為を設計・実施する際には、本書により良好な景観形成に向けての目標・方針などの共有化を図るとともに、行為地の状況把握と計画への適合確認を行ってください。

なお、本書は、編集の特性上、計画の全てを網羅したものではありませんので、必要に応じて「桐生市景観計画（本編）」もご覧ください。

ガイドラインの構成

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| はじめに | 02 |
| 1 桐生市景観の基本理念と魅力 | 03 |
| 【1】“桐生らしさ”とは？ | |
| 【2】“生活景” 日常の景観の質を高めるには？ | |
| 【3】市民主体のまちづくり「市民・事業者・行政」それぞれの役割と支援とは？ | |
| 2 魅力的なまち並み景観の作り方 | 08 |
| 3 景観ゾーン別ガイドライン | 15 |
| ◇ 商業地景観ゾーン | |
| ◇ 歴史景観ゾーン | |
| ◇ 沿道市街地景観ゾーン | |
| ◇ 住宅地景観ゾーン | |
| ◇ 工業地景観ゾーン | |
| ◇ 自然景観ゾーン | |
| 4 景観重要物件・景観地区等の指定 | 30 |
| 5 支援制度 | 31 |

景観計画区域内における、法第16条第1項に基づく届出対象行為を別表（p.14）のとおり定めます。なお、景観地区・準景観地区については、別途地区ごとに届出対象行為を定めます。

景観計画区域内で建築等の行為を行う際は、当該行為が届出対象となるか、事前に市へ確認しましょう。

基本理念 共通認識としての桐生の景観の考え方



1. 桐生らしさとは？

桐生らしさを守り、残し、洗練し、後世へ受け継ぐ

歴史的まち並み・桐生新町 重要伝統的建造物群保存地区・のこぎり屋根・豊かな自然景観



2. 景観の質を高めるには？

生活景に配慮し、日常の景観の質を高める

連続するまち並み・さりげない屋外広告物・安全安心のまちづくり



3. 市民主体のまちづくりとは？

市民主体のまちづくりを推進する

歴史的な建造物群の保存・商店街の活性化・多世代が住み続けられるまちづくり

【1】“桐生らしさ”とは？

歴史的景観とまちの風格をもたらす建築物

桐生新町 重要伝統的建造物群保存地区



天満宮社殿・県指定重要文化財
(天神町一丁目)



平田家住宅・国登録文化財
(本町一丁目)



矢野本店・市指定重要文化財
(本町二丁目)

重要文化財



彦部家住宅・国指定重要文化財
(広沢町六丁目)



小林家住宅・旧小武織物
国登録文化財 (広沢町五丁目)



桐生織物記念館・国登録文化財
(永楽町)



金善ビル・国登録文化財
(本町五丁目)



旧尾関家住宅・国登録文化財
(宮本町二丁目)



上毛電気鉄道 西桐生駅舎
国登録文化財 (宮前町二丁目)



赤城型民家・市指定重要文化財
(新里町鶴ヶ谷)



わたらせ渓谷鐵道 小黒川鉄橋
国登録文化財 (黒保根町水沼)

歴史・風土を感じる建築物・構造物

産業遺産・観光資源として期待される特徴的な建築物「のこぎり屋根工場」



パティスリーウチャマ
(東五丁目)



美容室 Ash・旧堀祐織物工場
国登録文化財 (巴町一丁目)



後藤織物・国登録文化財
(東一丁目)



MAEHARA20th・旧飯塚織物工場
(広沢町六丁目)



桐生市地域包括支援センター 山育会
(東久方町二丁目)

時代ごとの文化や産業・生活等のようすを示す景観



白瀧神社 (川内町五丁目)



山上多重塔・国重要文化財
(新里町山上)



旧水沼製糸場 (黒保根町水沼)



わたらせ渓谷鐵道 水沼駅
(黒保根町水沼)

山川草木を基礎とした桐生市景観の基本要素・自然景観

四季の変化と潤い — 樹木・街路樹 —



わたらせ渓谷鐵道 本宿駅 紅葉
(黒保根町宿廻)



新桐生駅交差点 桜並木
(広沢町二丁目)



コロナバス通り ハナミズキとツツジ
(巴町二丁目)



菱小学校 松並木・多行松
(菱町二丁目)



相生のマツ・県指定天然記念物
(相生町二丁目)



おかめ桜・市指定天然記念物
(新里町鶴ヶ谷)



柄杓山桜
(梅田町一丁目)

奥行きのある景観・身近な水辺景観 — 河川・湖・山 —



桐生川源流林 (梅田町)



梅田湖 (梅田町)



荒神山から見た赤城山
(黒保根町)



渡良瀬川 (錦桜橋から)

農の風景



田畑 (新里町関)



棚田 (新里町山上)



稲穂 (黒保根町水沼)



畑 (黒保根町下田沢)

都市を望む眺望景観



水道山公園からの眺望
(宮本町二丁目)



県立桐生南高等学校からの眺望
(広沢町三丁目)

まちなみを演出する祭り



桐生八木節まつり (本町)



天満宮古民具骨董市
(天神町一丁目)



買場紗綾市 (本町一丁目)

経年変化により景観に魅力を与える自然素材



スクラッチタイル
水道山記念館 (堤町一丁目)



レンガ 有鄰館
(本町二丁目)



大谷石 旧曾我織物工場
(本町一丁目)



漆喰・板塀 荻原家住宅
(新宿二丁目)



石積み (梅田町四丁目)

【2】“生活景” 日常の景観の質を高めるには？

日頃、生活の中に紛れてなかなか気づかない、生活の中の一部となっている景観（生活景）は、色彩などの秩序が乱れた建物などがひとつ造られるだけでその質は著しく低下し、まち並みも乱れたものになってしまいます。景観は小さな要素一つ一つの積み重ねであることから、桐生に暮らし、働く一人一人が、より良い景観を守り、育てていくための方向性や守るべきルールを定め、人々が快適に生活できる、まちや地域にふさわしい景観をつくります。

日常の景観の質を高めるために 改善が必要な他都市事例

周辺景観との関係・調和



周辺のまち並み景観から突出した店舗（東京都）



自然豊かな周辺景観の中で突出する
パステルカラーの店舗（大分県）

広告物化した壁面



壁面が広告物化して
周辺景観から突出した店舗
（東京都）

屋外広告物の掲出



控えめな色使いではあるが
大きさや掲出方法が煩雑な
野立広告板（栃木県）

伝統的なまち並み景観



伝統的なまち並み景観に似合わない
看板や自動販売機（上：大分県 下：千葉県）

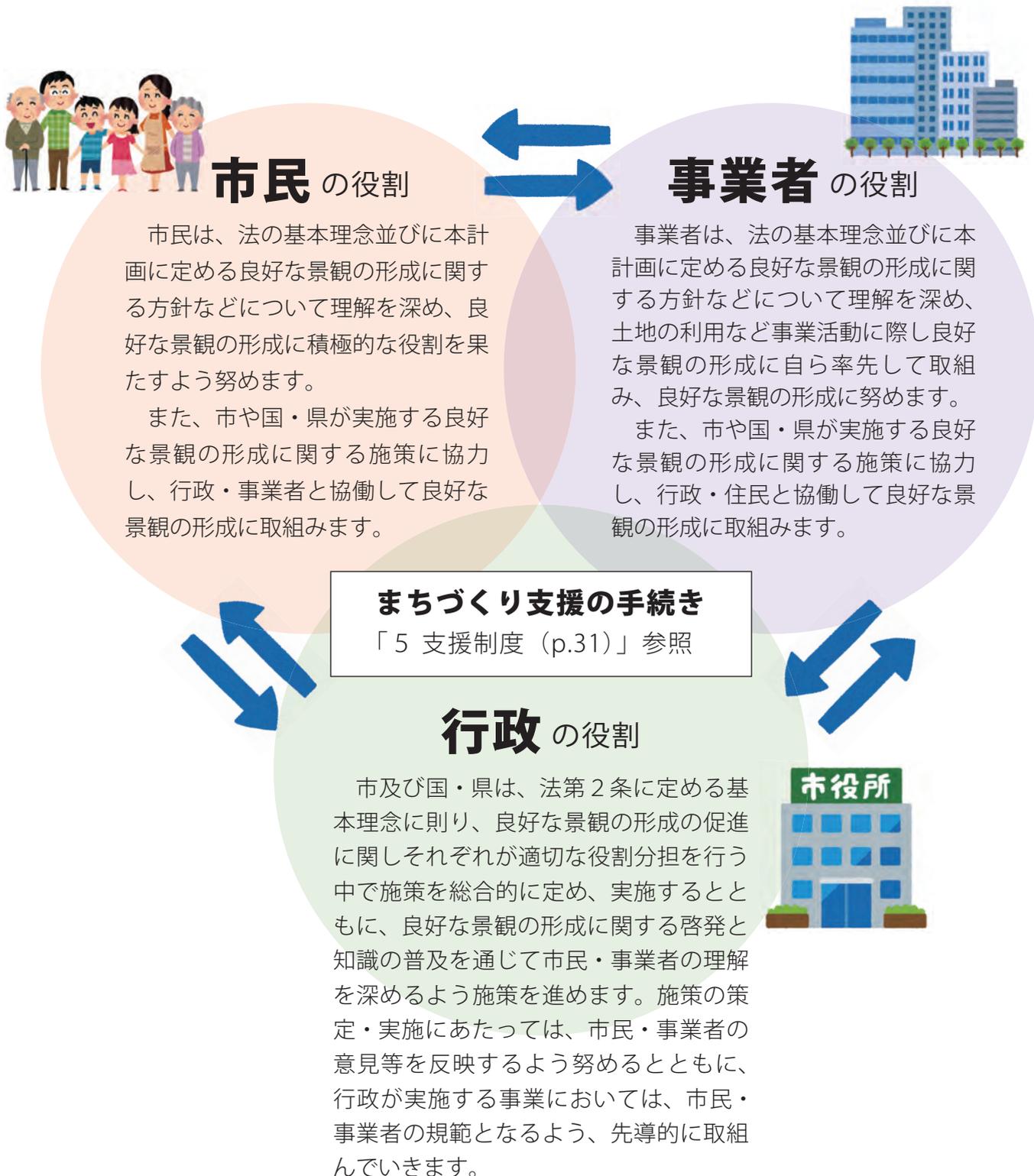
ストリートファニチャー



主役のように目立つ
駅前の駐輪禁止のカラーコーン
（東京都）

【3】市民主体のまちづくり「市民・事業者・行政」それぞれの役割と支援とは？

まちの中の活動は、そのほとんどは市民一人一人の活動によるものであり、その積み重ねから当市の景観は形成されます。また、道路整備などの行政による大規模事業についても、近年では住民意見を積極的に反映する時代となっており、今後は市民の担う役割もより大きくなっていくと想定されます。今後は市民一人一人がまちづくりや景観形成に対して興味や理解を持ち、取組を進められるよう、情報の共有化や体制の整備などを積極的に図るための方策を定め、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。



2

魅力的なまち並み景観の作り方

— 共通の景観形成誘導基準 —

建築物・工作物

位置・配置

1 建築物を道路境界から後退させ、ゆとりある空間の創出および周辺への圧迫感軽減に努める



オープンスペースの確保・敷地境界から建物をセットバック（本町一丁目）

2 角地の建物は隅切等により、オープンスペースの創出に努める



オープンスペースの確保とファサードの工夫が交差点の表情をつくる（本町三丁目）

3 樹姿が優れた樹木や水辺は、一体的な整備により修景に生かす



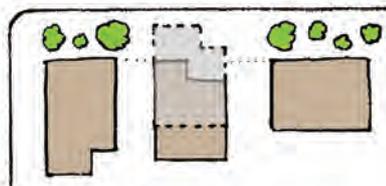
医院のシンボル（本町四丁目）

4 遠方や近傍の山々の稜線を遮らないよう努める



近景だけでなく中景・遠景視点場からの見えや周辺建物との調和を意識する

5 隣地との共同化によりオープンスペースの創出に努める



建物の敷地境界からの面をそろえ、緑化することで連続性を生む

6 通行者や周囲に圧迫感を与えないよう、位置・配置・形態・高さ配慮する



歩道から後退させて植栽で目隠した大型駐車場（柏市）

7 鉄塔・煙突などは最小限の高さに抑え、形態や色彩に配慮する



市民公募による清掃工場煙突（世田谷区）

8 柵・塀・擁壁などは周辺との調和および連続性に努め、積極的な緑化に努める



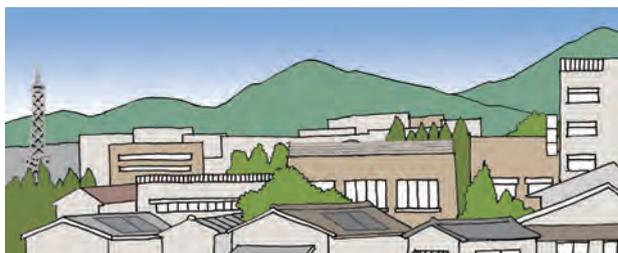
塀の素材・色・高さの統一や緑化により連続性が高まる



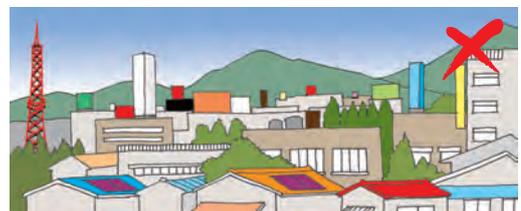
まち並みの雰囲気を作る竹垣（東一丁目）

電波塔・鉄塔

- ・眺望景観を阻害しないよう設置位置や高さ配慮する
- ・文化財など重要な景観資源周辺への設置は避ける
- ・できる限り小さく、低く、細く、最小限の規模とする
- ・色彩は法令等の制限に依る場合を除き、原則として背景に溶け込む色とする（例：空では灰色、山林では茶色など）



山々に囲まれて眺望景観の多い当市では、電波塔等・屋上広告物・太陽光発電施設など、高さや色彩など景観への配慮を行う



形態・意匠

1 建築物ファサードの調和とまち並みの連続性に配慮する。特に1階などの低層部は通行者の視点を配慮する



民地側の統一したセットバックにより、連続性とゆとりある空間を確保。植栽により1階入口に工夫のある店舗（千代田区）

2 中高層部分はランドマーク（目印）になることを意識したデザインとする



交差点の角地で、入隅、壁面分節化、緑化、看板、色彩など意識された店舗（横浜市）

3 歩道面に面する敷地のオープンスペースは、歩道のデザインとの一体化に配慮する



緑化や舗装など、歩道と一体化したオープンスペース（千代田区）

4 文化財など歴史的資源の景観を阻害しないよう配慮する



周辺の歴史的資源の確認など中景・遠景の視点場を意識する

材料

1 汚損や退色しにくいものを使用する。または、経年管理が容易に行えるよう設計を配慮する



右上：比較的新しい木部（日限地藏尊観音院）
左下：経年変化で重厚感のある木部（天満宮社殿）

2 光沢や反射の強い素材はアクセント程度に留める



全面ガラスの眩しい壁面（東京都）

3 自然の豊かな場所では、塀・擁壁・石積み等は風土に合った素材（木・石等）を使用する



ゆるやかな坂に黒塀と石積み、垣根や敷地内の植栽が連続性をつくる（広沢町六丁目）

外構・緑化

1 建物周囲は植栽により潤いのある環境をつくる

2 土地の形質の変更は最小限に抑え、地形に沿った設計により、周辺環境と調和および連続性を図る



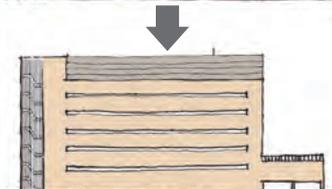
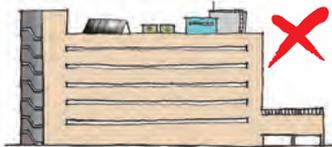
季節で変化する植栽（相生町）

太陽光発電施設

パネル面は無地・単色で、黒や濃紺など低彩度・低明度の目立たない色とする。角度や時間帯による反射光に留意し、できるだけ反射が少ないものを使用



屋根色と一体的に見える形態や色彩を用いる



太陽光発電をはじめとする屋上設備や外階段などはルーバーの目隠しなどで工夫する

▽設置場所ごとの配慮

- ・屋根材：公共空間や施設を望見できないよう配置
- ・外壁材：その他部材と調和
- ・建物への設置：設備を除く建物最上部の高さ以下に設置
- ・陸屋根への設置：設置面周囲のパラペットの高さ以下が基本。高さを超える場合は建物との一体化を図り、ルーバー等で覆う
- ・勾配屋根への設置：一体的な見えや形態・色彩の調和を図る
- ・地面への設置：植栽やルーバーによる目隠し等で修景

屋外設備・施設の配置

1

給水塔・空調等の屋外設備は、建物と一体的なデザインを図り、道路等の公共空間から見えない位置に配置する。設置する場合は目立たないように配慮する



植栽で目隠しされた設備機器 (広沢町二丁目)

2

車庫・倉庫・看板等、建物に付随して設置するものは、建物との一体的なデザインを図る



窓の格子に合わせて室外機を目隠し (越前市)



建物と一体的にデザインされた車庫 (相生町五丁目)

3

自動販売機などの設備は、周辺の景観を乱さない位置・配置、色彩・意匠



伝建地区の自販機と色を合わせた案内サイン (川越市)

色彩

1

外壁・屋根等はゾーンごとの色彩基準を順守し、周辺の建物や山並み等との調和を図る

2

色みや色調を揃えると、まとまりや連続性が高まり、周辺と調和しやすくなる



色も形もバラバラで不調和



穏やかな色調同士で調和



コントラストの統一感ある調和

5

文字と背景の色に明度差があると読みやすい



黒・白・黄色が効果的 (さいたま市)



現場での色確認 (前橋市)

3

小さい見本や暗い場所では違う色に見えるため、実際の光環境や施工状態に近い大きさ・位置で確認しましょう

4

建物自体の配色に加え、周辺景観との調和に配慮する



左：脇役の路面・壁面が強い色調で、交通標識や自らの看板もわかりにくい
右：脇役の路面・壁面を落ち着いた色調にすることで、交通標識や案内サイン、看板やフラッグ、街路樹の緑も生き生きと見えてくる

■視認性に配慮した目立ちの優先順位の考え方

- ①安全標識
- ②案内板
- ③植栽・テント・看板
- ④ストリートファニチャ
- ⑤壁面
- ⑥路面

6

ベースカラーに対し、少量のアクセントカラーが効果的



単調になりやすい白壁面に入口部分の青が効果的 (堤町三丁目)



赤のアクセント (末広町)

7

路面・舗装面は眩しさや段差へ配慮する



段差を分かりやすく工夫 (台東区)



白は眩しく、赤茶との明度差が大きいため、平らに見えにくく、段差が危険 (東京都)

設えの工夫事例



落ち着いたレンガ調タイルの歩道（さいたま市）



土色舗装の路地（京都市）



ほどほどの目立ちの車止め（左上：台東区 左下・右：京都市）



落ち着いた色で調和したタクシー乗り場 車体色を生かしたサイクルポート（川越市）や電話ボックスなど（桐生駅）



上：自然素材で深みのある色彩の歩道（千代田区）
下：隣地との境、路地の細やかな設え（内子町）



自然素材の舗装の小路（京都市）



上：緑道の植栽が生える小さな橋と照明器具
下：柵と車止め（ともに立川市）



周辺の植栽と調和する柵（立川市）



水面の色が映える橋梁の色（台東区）



地域に合ったバス停の設え

景観の基本理念と魅力

まち並み景観の作り方

ゾーン別ガイドライン

景観重要物件・景観地区

支援制度

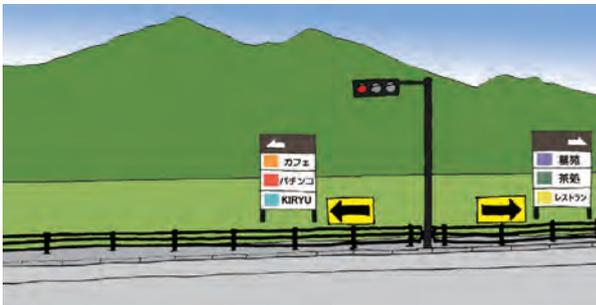
屋外広告物

視認

屋外広告物は落ち着いた色を採用し、大きさは小さく、高さは低くする

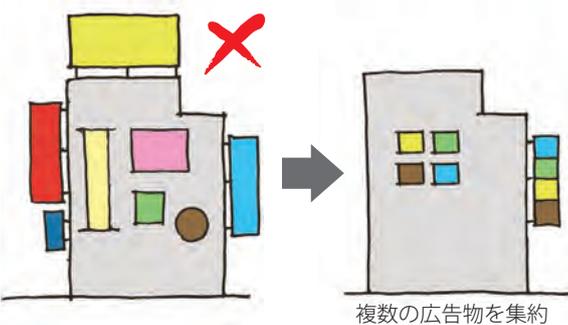


看板類の強い色が標識の視認を阻害



集約化

複数の屋外広告物は集約して意匠や大きさを整え、敷地内に収めること



複数の広告物を集約



左：地域共通のデザインで統一された、目的地を示す木製案内板（木曽町・旧開田村） 右：案内看板（右：さいたま市）

眺望への配慮

遠方の自然や道路の見通しを妨げない
周囲の建物の高さを超えないようにする ※「電波塔・鉄塔」p.8 参照



屋上広告物の強い色・高さが遠方の山並みを遮っている

設置形態の統一 周辺との調和

広告物の設置は統一性を図り、周辺の景観と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠にする



商店街で看板の意匠を統一（台東区）



壁面広告物の高さ・大きさを統一（千代田区）



看板の掲出を統一したビル（福岡市）

安全性 材料

脱落・飛散・倒壊等の恐れがないようにすること

腐食や腐朽・損傷がしにくい材料、もしくは有効な防止措置を施すこと



破損して危ない看板（群馬県）



目的地案内を集約した案内看板（本町通り）

広告面以外

裏面・側面・脚部等広告の表示面以外も配慮すること

最小限

数量・規模・設置箇所数は必要最小限とすること



梅田くわばら理容所 (梅田町四丁目)



新浜せんべい (浜松町一丁目)



地方銀行 (日田市)



桐生和紙 (梅田町五丁目)

地域色

歴史景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、自然景観ゾーンでは、基調色は落ち着いた色彩を使用し、基調色以外も彩度の高い色の使用は極力控えること

建物との調和

建物と一体で設置されるものは、建物と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠等とする



町屋を改築した宅配便営業所 (京都市)



商業施設内の専門店 (千代田区)



酒店 (相生町二丁目)



たんす店 (越前市) 商業施設 (柏市)



珈琲店 (台東区)



地場物産を扱う商業施設 (青森市)

地域デザイン

ロゴマークなど全国共通デザインであっても、地色と図色の反転、高彩度色の面積縮小や配置変更、切り文字などで地域景観へ配慮する



小面積の切り文字に変更 (京都市)



地を焦茶に変更 (世田谷区)



景観条例の色彩基準内に変更 (板橋区)



焦茶と金・白文字に変更 (横浜市)



地を白、文字を焦茶に変更 (京都市)



全体を深緑に変更 (千代田区)

伝統的意匠の例

暖簾・金文字



大坂屋（本町二丁目）



とうふ店（川越市）



書店（川越市）



フラメンコ教室（新宿三丁目）



小間物店（由布市）



骨董屋（越前市）

届出の対象となる行為

*景観計画区域内における、法第16条第1項に基づく届出対象行為

| 行為の種類 | | 規模 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | 新築 増築 改築 大規模な修繕 移転 外観の模様替え 色彩の変更 | 高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築、改築の場合は行為後の規模とします） 【適用除外】次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します ① 増築、改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの ② 工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更 ③ 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡以下のもの ④ 改築で外観の変更を伴わないもの ⑤ 当該行為の終了後も容易に望見できない位置で行うもの |
| | 新設 増設 改造 移転 外観の模様替え 色彩の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・さく、塀、擁壁の類 ・電波塔、物見塔、装飾塔の類 ・煙突、排気塔の類 ・高架水槽、冷却塔の類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱の類 ・彫像、記念碑の類 ・電気供給又は有線電気通信の用に供する架空線（その支持部を含む） |
| 開発行為 | | <ul style="list-style-type: none"> ・面積が1,000㎡を超えるもの ・行為により生じる法面又は擁壁が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | <ul style="list-style-type: none"> ・面積が1,000㎡を超えるもの ・行為により生じる法面又は擁壁が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | 高さ5m又は面積500㎡を超えるもの 【適用除外】次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します ① 桐生市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条の規定による許可を受けて行うもの ② 堆積物を外部から見通すことができない場所で行うもの ③ 堆積の期間が90日を超えないもの |

1. 桐生市における景観ゾーン区分

地域の特性や都市景観の土地利用方針などに基づき、景観計画区域を6種類に類型化し、ゾーンごとの基準を定めています。

| | ゾーン | 該当頁 | 該当区域 |
|---|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 商業地景観ゾーン | 18～19 | 商業系用途地域の指定地域（国道50号沿道の区域を除く） 【中央・広沢】 |
| 2 | 歴史景観ゾーン | 20～21 | 伝統的建造物群保存地区や指定文化財等の周辺の区域 【中央】 |
| 3 | 沿道市街地景観ゾーン | 22～23 | 都市計画区域内の国道・主要な県道・車線数が4以上の市道の沿道50mの区域（商業地景観ゾーン及び梅田町二～五丁目、新里町北・中部の区域を除く） 【中央・境野・広沢・相生・新里】 |
| 4 | 住宅地景観ゾーン | 24～25 | 住居系用途地域の指定地域 【中央・境野・広沢・相生・川内・梅田・菱】 |
| 5 | 工業地景観ゾーン | 26～27 | 工業系用途地域の指定地域 【中央・境野・広沢・相生・川内・菱】 |
| 6 | 自然景観ゾーン | 28～29 | 市街化調整区域、区域区分の無い地域、都市計画区域外の地域 【中央・広沢・川内・梅田・新里・黒保根】 |

2. ゾーン別ガイドラインの使い方

建築物等の設計をする際、単体としての計画だけではなく、周辺のまち並みや自然との関係を見ながら設計することが大切です。設計を始める前にゾーン区分を確認し、該当するゾーンの「景観形成の基準」「色彩基準」などを確認しましょう。

基準色：使用が許容される色の範囲の基準

推奨色：基準色のうち、桐生市として使用を推奨する色の範囲

アクセント基準色：基準色とは別に、アクセントとして規定の割合を超えず、かつ必要最小限の範囲において使用が許容される色の範囲

適用除外

①自然素材色

木材・天然の石材・漆喰・土・レンガ（土を焼成）など、自然本来の着色されていない色を持つ素材。ただし、外国産の材料等については、地域の景観、風土等と調和するものに限る。

②歴史的建造物や文化財

登録文化財や指定文化財、景観資源となる歴史的建造物等が元来から有していた色。

③地区計画、景観地区等により別に基準を定める場合

地区計画、景観地区、建築協定その他これに類する地域固有の色彩に関する基準が定められている場合には、その基準を適用する。

④その他市長が特に必要と認めるもの

3. 色彩基準の見方

日常的に、モノの色を表現するのに「赤」「ベージュ」などと色名で表現することがほとんどです。しかし「赤」といっても人によってイメージする色は異なり、客観的な指標ではありません。

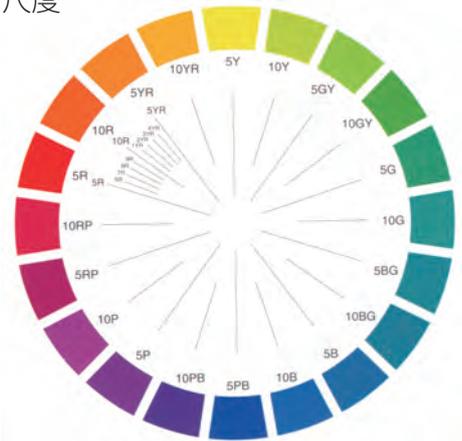
そこで、当ガイドラインでは JIS（日本工業規格）にも採用されている色のモノサシである「マンセルカラーシステム（マンセル表色系）」を用いて、ゾーンごとに色彩基準を設けています。

色の三属性

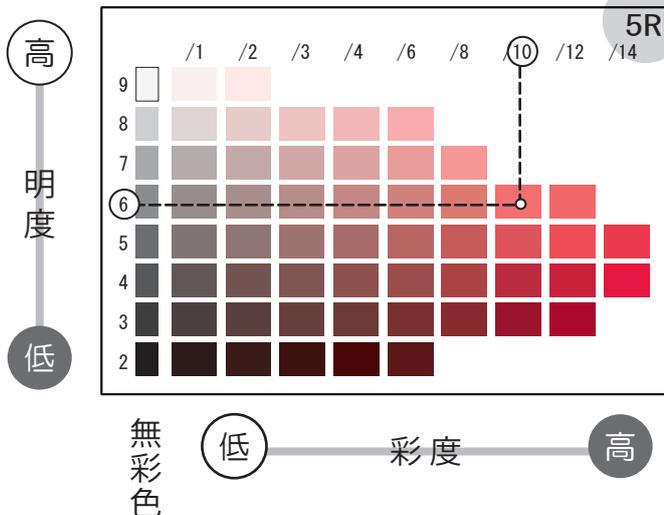
- 色相：「赤」「黄」「青」など、色みの尺度
- 明度：「明るい」「暗い」など、明るさの尺度
- 彩度：「派手」「地味」など、あざやかさの尺度

色相環

基本5色相（R・Y・G・B・P）の間に5色相を入れ10色相にし、それぞれの色相を10等分して、頭に1～10の数字をつけた100色相。5のつく色相が中心色相。



マンセル値



色相 5 R のチャート（等色相面）を選び出します

明度 6 ⇒ 縦軸 6

彩度 10 ⇒ 横軸 10

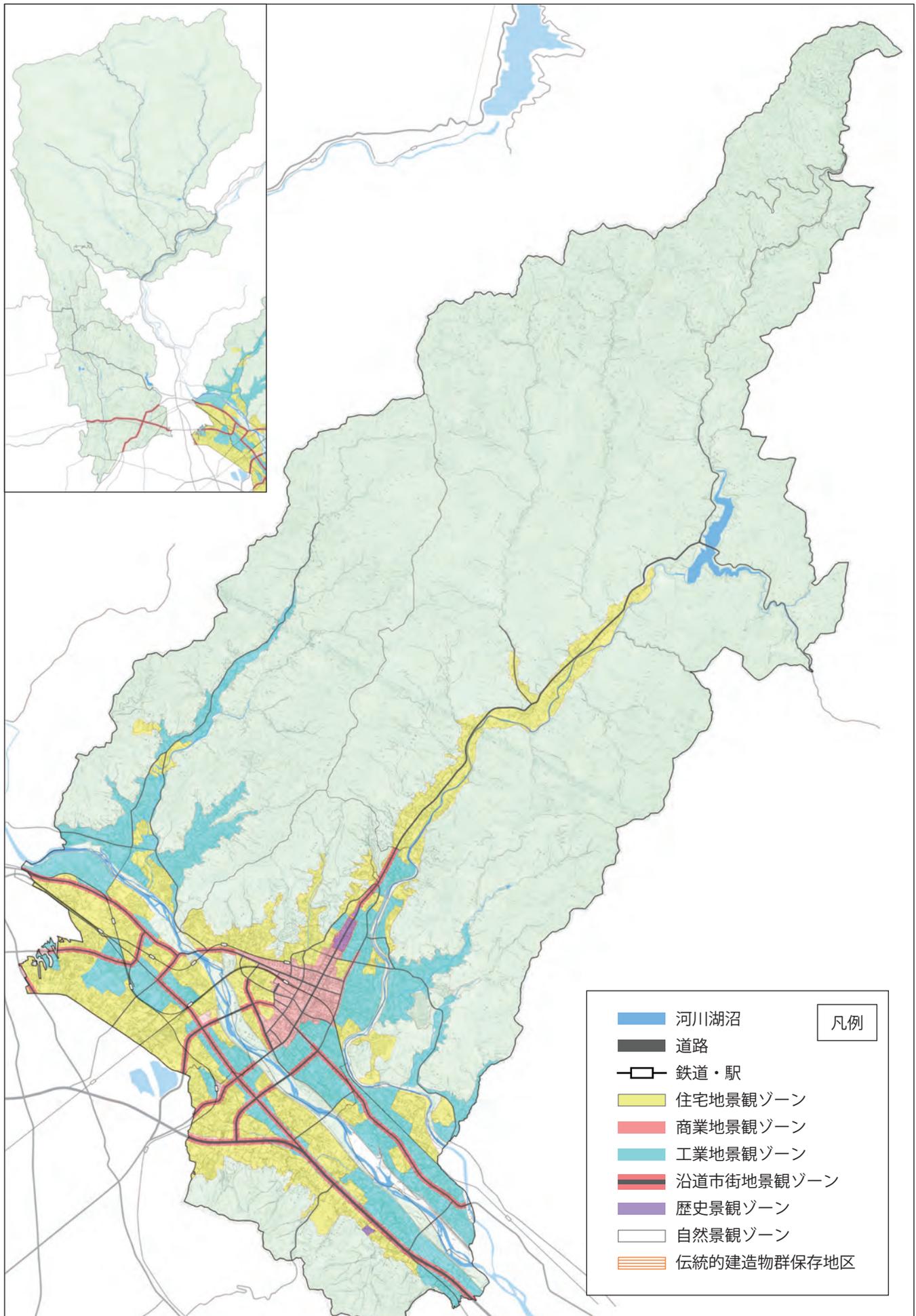
交差したところが 5 R 6 / 10

5R 6/10
色相 明度 彩度

適合の確認

- 色彩基準のチャート枠内で囲まれた範囲が、基準範囲内になります。マンセル値がわかれば、その色が色彩基準内に収まっているかを判断することができます。
- JIS 標準色票と比較し、マンセル値を記録するようにしてください。
- 商業地景観ゾーン、沿道市街地景観ゾーンは、基準色とは別に「アクセント基準色」を設けています。まちとしての賑わい、まち並みの連続性を演出するために、調和に配慮し、規定の割合を超えない範囲で効果的に使いましょう。
- 色彩基準のチャートは、印刷物のため正確な色ではありません。JIS 標準色票をはじめとした色票集で、必ず確認してください。

4. ゾーン区分



景観の基本理念と魅力

まち並み景観の作り方

ゾーン別ガイドライン

景観重要物件・景観地区

支援制度

商業地景観ゾーン 商業系用途地域の指定地域（国道50号沿道の区域を除く）

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）



○ 建物（低層部）

・ 通行者の視点を考慮し、低層部には一層の配慮により、とくに良好な景観を形成

○ 建物（中・高層部）

・ 壁面の位置・高さ・ファサードの形態意匠などの統一、連続性や景観の調和に配慮

○ 配置

・ 壁面位置を後退し、歩道部と合わせた敷地の活用

○ 交差点部

・ 景観の重要ポイントとして良好な景観形成への特別な配慮

○ 設備・工作物

・ 周辺のまち並みとの調和、取付位置や意匠等に配慮

○ 色彩

・ 周辺から突出しない落ち着いたベースカラーと、まち並み景観に賑わいを与える工夫あるアクセントカラー

○ 車庫・駐車場・駐輪場・ごみ置き場等の施設

・ 通行者の流れや視線に配慮し、道路側から目立たない配置や植栽による目隠しを工夫

○ 照明

・ 適切な配置や照度等による周辺環境への配慮



○ 閉店後シャッター

・ シースルーシャッター等で閉店後のまち並みへの配慮
・ 閉鎖店舗への新規入店促進やイベント活用

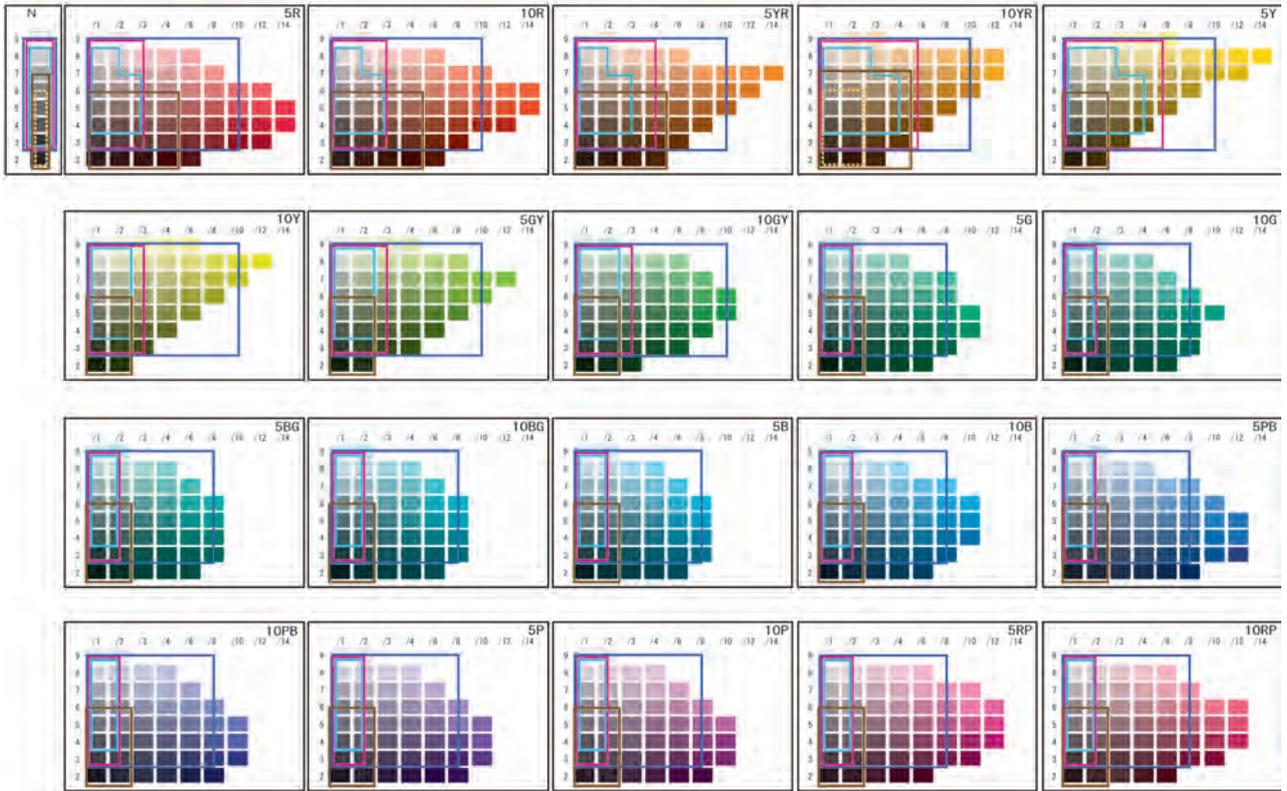
2. 景観形成の方向性

活力ある商業地景観の形成

仕事や通学、買い物などで多くの人が集う本地域の特性を踏まえ、沿道建物等の形態・意匠等の工夫や、植栽・花壇等による緑化など、通行者の視線を意識した連続性のある潤いと賑わいの創出を図り、活力あふれる商業地としての景観を形成します。

3. 色彩基準

■ 桐生市 景観計画色彩基準 商業地・沿道市街地景観ゾーン：壁面 **基準** アクセント 推奨 屋根 **基準** 推奨



※アクセント基準色の使用

- ・アクセント基準色の使用は、1面当たりの壁面面積の10%以下（上限50㎡）で、かつ必要最小限の範囲とする
- ・基準色の範囲外の色は、アクセント基準色とは別に、1面当たりの壁面面積の5%以下（上限25㎡）で、かつ必要最小限の範囲で使用を許容する

4. 参考事例



美容室 Ash・旧堀祐織物工場
巴町一丁目
大谷石ののこぎり屋根建築に少量施したアクセントの赤が看板や植栽と併せて効果的



栄 LUNCH
錦町二丁目
灰鼠色の瓦と焦げ茶の壁面により、伝統的な雰囲気を再現



花清本店 f.first
巴町二丁目
ベースの白・灰色、看板の紺系が植栽の色を際立たせ、桐生駅前の景観に落ち着きをもたらしている



トラットリア パルボン
永楽町



美容室 マレージェンヌ
末広町



PENNY RAIN
末広町

歴史景観ゾーン 伝統的建造物群保存地区や指定文化財等の周辺の区域

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）

- 伝統的建造物群保存地区
 - ・保存条例及び保存計画に定める規制を遵守
 - ・これに定めのない事項は歴史景観ゾーンの基準で補完する

- 照明
 - ・歴史的資源との調和に配慮した形態・意匠及び配置・照明等の計画

- 位置・配置
 - ・まち並みの歴史的特性に配慮

- 高さ・形態・意匠
 - ・歴史的資源の景観を阻害しないよう、近接する歴史的景観資源との調和に努める

- 植栽・塀
 - ・歴史特性を考慮した上で、可能な範囲で敷地境界の緑化に努める
 - ・敷地境界の構造物は、木塀・土塀・垣根等の自然素材を用いて周辺環境との調和に配慮
 - ・必要最小限の高さで圧迫感の低減を図る

- 自動販売機
 - ・塀等の工作物により目立たない位置に設置し、色彩・意匠等も周辺景観に配慮

- 車庫・駐車場・駐輪場・ごみ置き場等の施設
 - ・植栽による目隠しや配置の工夫など、通路側から目立たせない配慮

- 素材・色彩
 - ・歴史的資源の景観を阻害しないよう調和に配慮
 - ・歴史特性や建物の状況により、歴史特性に合わせた木材・石材等の自然素材の利用に努める



- 屋外広告物
 - ・自家用も含め最小限に留める
 - ・意匠・大きさ・高さ等も歴史的資源や周辺景観との調和を最優先とする

- オープンスペース
 - ・必要に応じて確保し、ゆとりある景観の創出へ配慮
 - ・連続性が失われないよう垣根や塀等を工夫して配置

2. 景観形成の方向性

長い歴史に裏付けられた歴史的資源の保全・活用

神社仏閣・文化財など、多くの歴史的資源を有し、伝統ある祭礼等も行われます。また、のこぎり屋根工場など織物工業に由来する建物も多く現存しています。これら当市固有の景観資源の保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和に配慮します。

重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺の景観の保全・活用

「重要伝統的建造物群保存地区」及びその周辺では、保存地区の保存計画等にそって歴史的まち並み整備を図ります。

3. 色彩基準

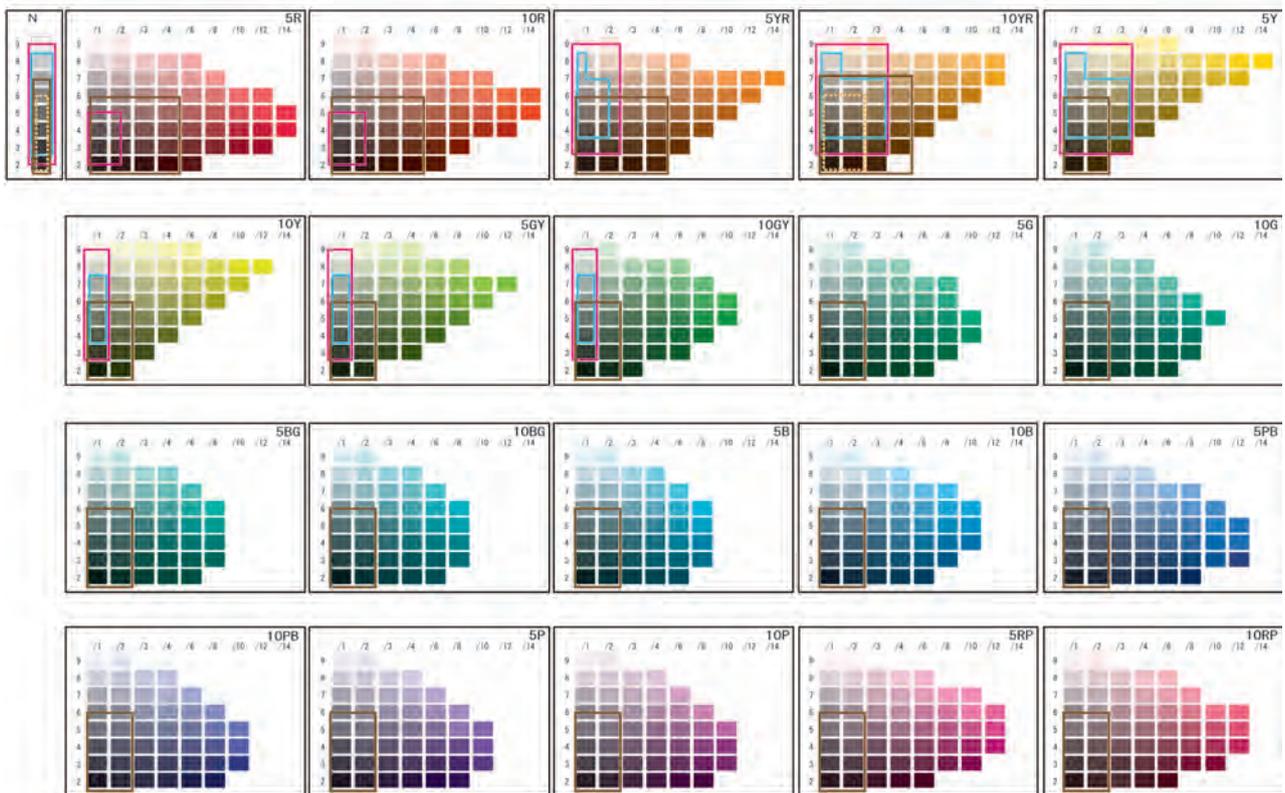
■ 桐生市 景観計画色彩基準

歴史景観ゾーン：壁面

基準 推奨

屋根

基準 推奨



景観の基本理念と魅力

まち並み景観の作り方

ゾーン別ガイドライン

景観重要物件・景観地区

支援制度

4. 参考事例



矢野本店
本町二丁目
年代物の大きな看板が特徴的な建築物。色を抑えたのれんがアクセントになり、往時の姿を伝える店舗

7.5YR 2.5/1 2.5Y 8.5/0.5



大風呂敷 (旧書上書店)
本町二丁目
旧市街地のちょうど中心に位置する町屋作りの商家を、往時の姿に一部復元

6YR 4.5/4 7.5YR 3.5/1 N4



ベーカリーレンガ (旧金谷レース工場)
東久方町一丁目
市内で唯一のレンガ造ノコギリ屋根工場を再生して、現在はパン工房、店舗として活用

2.5YR 5.5/6 5R 4.5/4



玉上薬局
本町二丁目



泉新
本町三丁目



彦部家住宅
広沢町六丁目

沿道市街地景観ゾーン

都市計画区域内の国道・主要な県道・車線数が4以上の市道の沿道50mの区域

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）

○形態・意匠

・高さや規模等、沿道の連続性に配慮し、やむなく突出する場合は上層部のセットバック等で突出感を軽減

○位置・配置

・まち並みの連続性に配慮

○照明

・適正な配置や照度等による周辺環境への配慮

○大規模建築物等

・敷地の幹線道路沿いにオープンスペースを設け、道路側への圧迫感を軽減する工夫
・植栽等による沿道環境向上の工夫



○看板・広告物

・最小限の高さや数量
・圧迫感を与えない配置の工夫

○設備・工作物

・周辺のまち並みとの調和
・取付位置や意匠等に配慮



○色彩

・周辺景観から突出しない落ち着いたベースカラー
・必要に応じて施す最小限のアクセントカラー

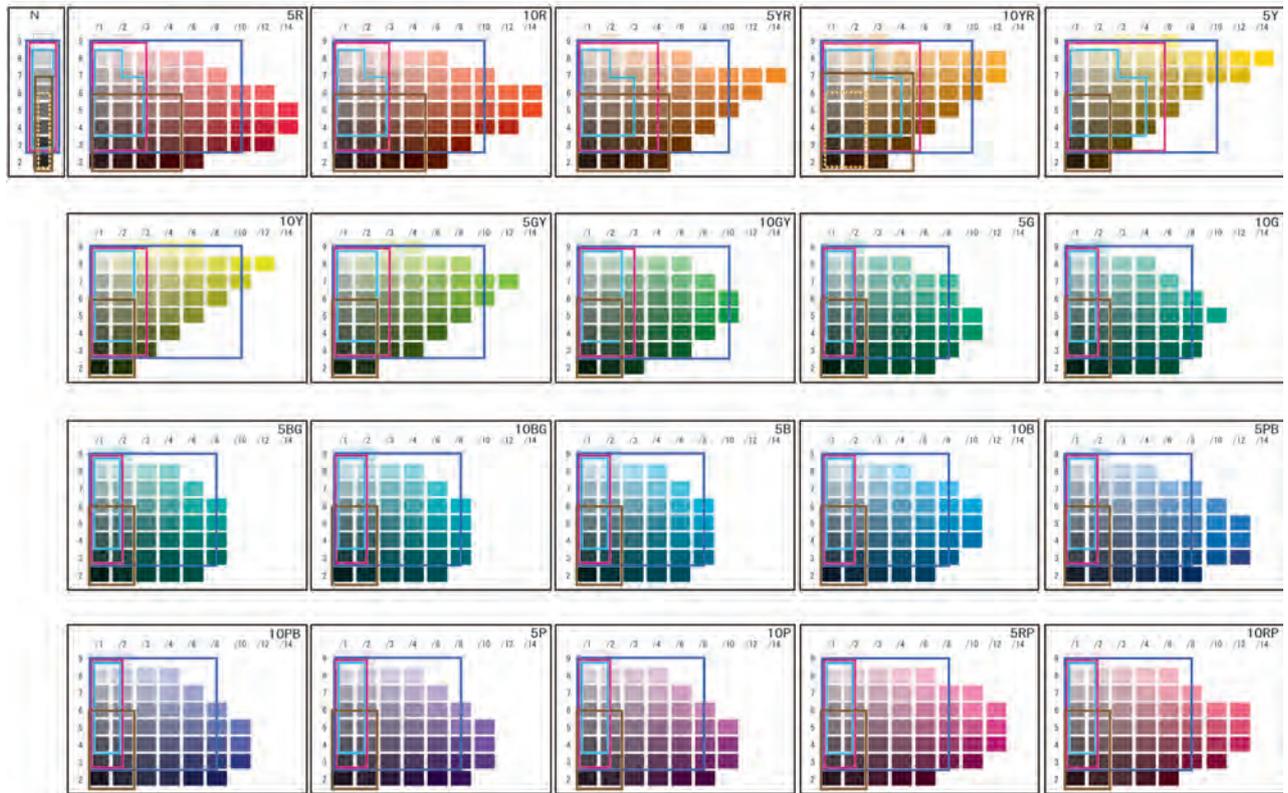
2. 景観形成の方向性

市の玄関口として、活気あるまち並みをつくる

駅周辺および国道・県道・市道等、整備された主要道路の利用により、市外から訪れる人や通過する人等、多くの人が目にする景観です。幹線道路沿道や駅周辺では、形態や色彩が周辺景観を乱さないよう十分に配慮しながら、賑わいと活気のある景観を形成します。

3. 色彩基準

■桐生市 景観計画色彩基準 商業地・沿道市街地景観ゾーン：壁面 **基準** **アクセント** **推奨** 屋根 **基準** **推奨**



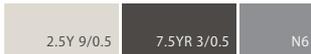
※アクセント基準色の使用

- ・アクセント基準色の使用は、1面当たりの壁面面積の10%以下（上限50㎡）で、かつ必要最小限の範囲とする
- ・基準色の範囲外の色は、アクセント基準色とは別に、1面当たりの壁面面積の5%以下（上限25㎡）で、かつ必要最小限の範囲で使用を許容する

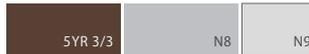
4. 参考事例



伊東屋珈琲
相生町二丁目
漆喰や木材等の自然素材か?周辺景観と調和し、白黒の壁面コントラストに合わせた看板などに統一感が見られる



あすかホール 桐生あいおい館
相生町二丁目
茶系の落ち着いたベースカラーが周辺景観になじみ、オープンスペースに配された植栽がまち並み景観の調和感を高めている



マーケットシティ桐生
相生町一丁目
視界を遮ることのない高さで、統一した形状、設置による案内看板は、わかりやすく、すっきりとした印象を与えている



トヨタ自動車 桐生バイパス店
広沢町五丁目



フランス料理 シュマンドール
新宿二丁目



カフェレストラン けやき
新里町新川

| | | | | | |
|-----|----|-------|-----|-----|----|
| 商業地 | 歴史 | 沿道市街地 | 住宅地 | 工業地 | 自然 |
|-----|----|-------|-----|-----|----|

住宅地景観ゾーン

住居系用途地域の指定地域

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）

- 位置・配置
 - ・山並みや水辺等、遠方に広がる自然の眺望を妨げない工夫
 - ・近隣住居等との連続性や一体性に配慮し、まち並みの調和を図る
- 境界
 - ・道路との境界では、公と私の変化が緩やかになるよう、庭や植栽、塀などの配置・形態・意匠を工夫
- 塀・石垣・垣根等
 - ・周辺との景観の調和に配慮
 - ・植栽・花壇・植え込み等による積極的な緑化



- 照明
 - ・適正な配置や照度等による周辺環境への配慮

- 色彩
 - ・周辺建物や遠景の自然と調和する落ち着いた色を使用
 - ・やむを得ず高彩度色を使用する際は、適切な色を選択し、使用面積を最小限に抑える



- 給湯機器・空調設備
 - ・道路から目立たない位置への配置
 - ・目立たない目隠しやカバーの工夫
 - ・配管等を露出させない配慮

- 連続性
 - ・住宅地の緩やかな景観形成のため、高さは出来るだけ低く抑え、周辺との連続性に配慮
 - ・突出する場合は突出量を最小限に抑える、または上層部のセットバックで軽減を図る

2. 景観形成の方向性

落ち着いたある居住地景観の形成

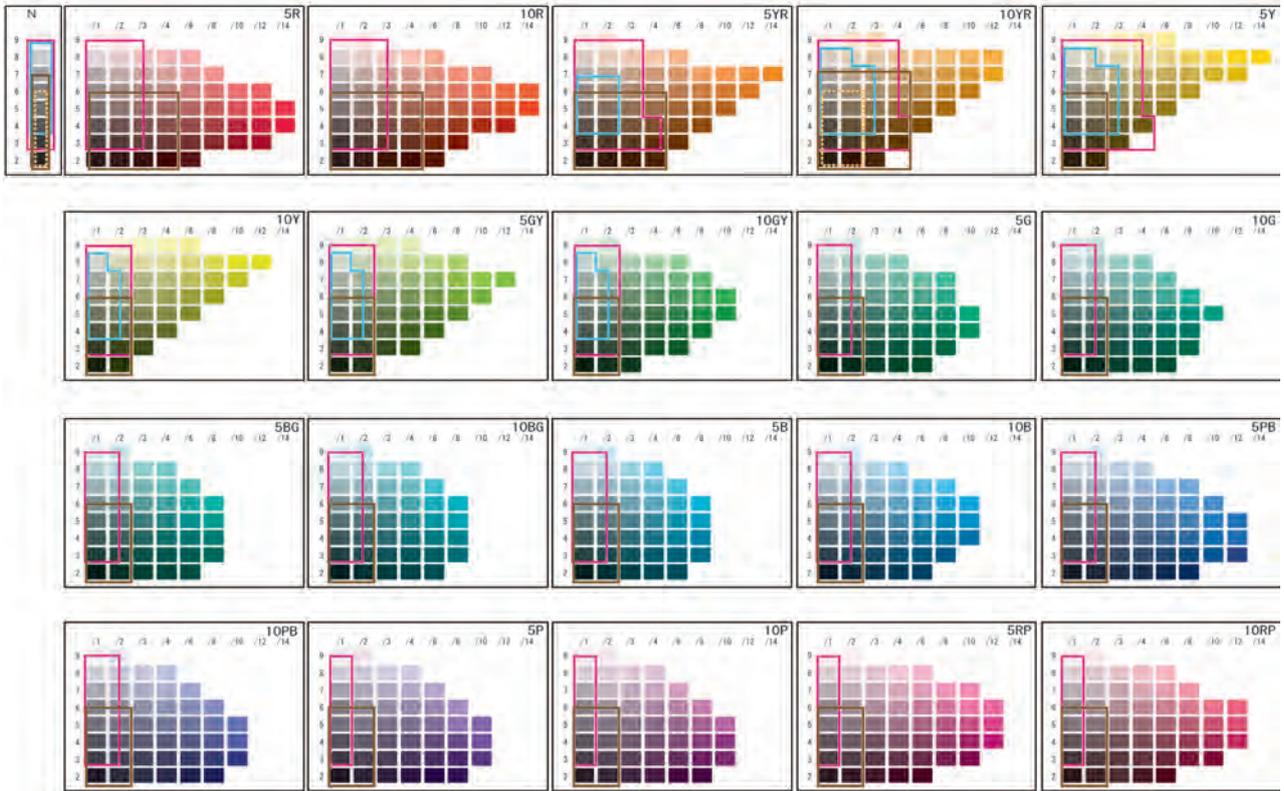
当市には住宅団地も多く、閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ・配置等に配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。特に低層住宅地では、色彩や高さ等をできるだけ抑えたものとします。

3. 色彩基準

■ 桐生市 景観計画色彩基準

住宅地・工業地景観ゾーン：壁面 基準 推奨

屋根 基準 推奨



※基準色の範囲外の色の使用

基準色の範囲外の色の使用は、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限25㎡)で、かつ必要最小限の範囲とする。

4. 参考事例



梅田くわばら理容所

梅田町四丁目

地場産の木材や漆喰による落ち着いた基調色に、破風や看板のアクセントカラーが効果的



市営 相生町五丁目団地

相生町五丁目

上層に向けて配された高明度・低彩度の色や、各階の分節色が圧迫感を軽減し、周辺と調和している



後藤織物

東一丁目

敷地境界に自然素材の板塀を用いることにより、周辺環境と調和、連続性をもたらし、地域の歴史性にも寄与する



柿沼家住宅

相生町二丁目



サウスポーク広沢ニュータウン

広沢町五丁目



和洋折衷の住宅群

宮本町二丁目

工業地景観ゾーン 工業系用途地域の指定地域

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）

○形態・意匠

・周辺のランドマークや遠方の自然眺望を遮らず、地域固有の景観特性にも配慮

○デザイン・色彩・素材

・付属設備も含む建物全体の意匠の統一と周辺景観との調和

○圧迫感軽減の工夫

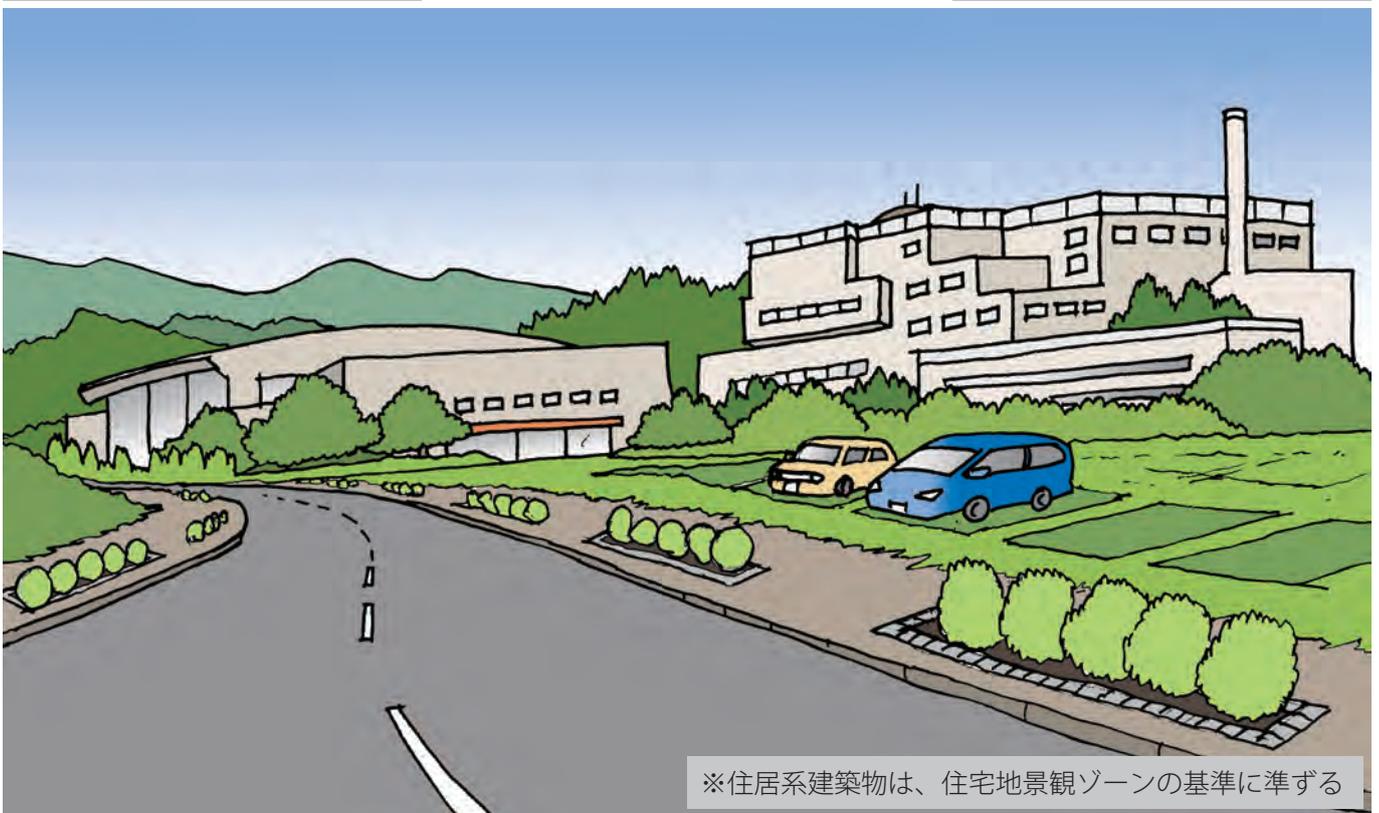
・建物や設備を境界から後退
・ゆとりある配置
・長大な壁面の分節化と落ち着いた配色による工夫
・境界フェンスや塀の工夫

○植栽

・敷地内の駐車場や空き地、周囲に十分な植栽を設置し、良好な環境を保全

○照明

・適正な配置や照度等による周辺環境への配慮



※住居系建築物は、住宅地景観ゾーンの基準に準ずる

2. 景観形成の方向性

周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成

建物規模や高さ等に応じて、道路との間にオープンスペースを設け、道路への圧迫感を低減し、ゆとりある景観形成に努めます。長大な壁面はできるだけ分節化を行い、色彩の工夫や敷地内緑化により周辺景観との調和を図ります。

職住が密接した土地利用を踏まえた景観の形成

当市は、産業の歴史的成り立ちから織物関係工場として住居と工場が近接している状況が多くみられます。工業系用途が指定されている区域においても、良好な住環境を形成するため、事業に支障のない範囲で最大限景観に配慮し、周辺との調和を図ります。

3. 色彩基準

■ 桐生市 景観計画色彩基準

住宅地・工業地景観ゾーン：壁面 基準 推奨

屋根 基準 推奨



※ 基準色の範囲外の色の使用

・ 基準色の範囲外の色の使用は、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限 25 m²)で、かつ必要最小限の範囲とする。

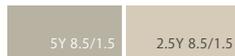
4. 参考事例



株式会社 トヨタプロダクツ
相生町三丁目(相川橋から)
渡良瀬川にかかる相川橋からの眺望を遮ることなく、周辺景観の自然となじむ色となっている



株式会社 山田製作所
広沢町一丁目
背景の空となじむ壁面に、切り文字の社名ロゴの赤がアクセントとなっている



株式会社 アスパックス
新里町板橋上赤坂
視界を遮ることのない高さ、白い壁面に対し、アクセントカラーとしての赤が効果的に使われている



森産業 株式会社
西久方町一丁目



工房・金田丸岡平(旧住善織物工場)
東久方町二丁目



アライデザインシステム 有限公司
境野町六丁目

自然景観ゾーン 市街化調整区域、区域区分のない地域、都市計画区域外の地域

1. 景観形成の基準（イメージ・方針・配慮事項）

○ 配置

- ・山並みや水辺等、遠方に広がる自然の眺望を妨げない工夫
- ・周辺集落や山並み・水辺・田畑等との調和を図る

○ 素材・色彩

- ・木材や石材等、自然の材料を使用した落ち着いた色彩による周辺環境との調和

○ 境界

- ・道路と私的空間の境界はゆるやかな変化になるよう工夫

○ 設備機器・配管等

- ・目立たないような工夫や配置

○ 形態・意匠・配置

- ・周辺の地形や自然景観と穏やかな調和を図る
- ・建物が連続する場所では、連続性に配慮

○ 塀

- ・可能な限り自然素材を用い、沿道の連続性に配慮

○ 植栽等

- ・既存の樹林や水辺の保存活用
- ・緑化による周辺との調和



2. 景観形成の方向性

山林に広がる豊かな緑・河川・湖等の水辺環境の保全

豊かな山並み、四季で変化する穏やかな農村風景、河川の清流や湖の広がる水辺等、これら美しい自然景観を保全するため、工作物等の高さや色彩・配置等に十分留意し、水辺環境の保全に努めます。

赤城山の裾野に広がる農村景観・自然景観の保全

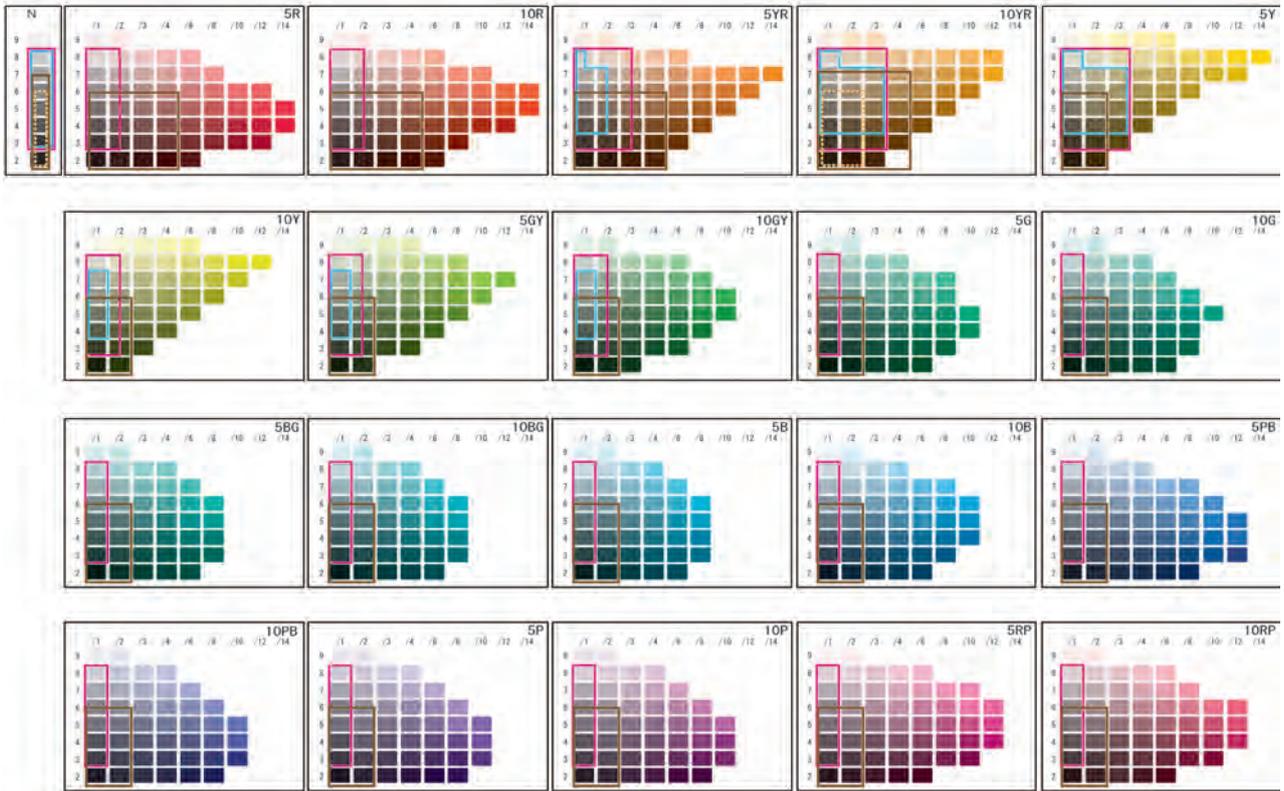
赤城山の尾根に沿った田畑や森林、南部の平地に広がる田畑、北から南へ流れ出る河川の流れ等、地域の景観形成の核となるこれらを背景に広がる、農業振興地域としての落ち着いた農村景観と、赤城山等を背景とする豊かな自然景観を保全するため、景色を遮ったり、地形に逆らったり、突出しないよう、高さ・配置・色彩等に配慮します。

3. 色彩基準

■ 桐生市 景観計画色彩基準

自然景観ゾーン：壁面 基準 推奨

屋根 基準 推奨



※基準色の範囲外の色の使用

基準色の範囲外の色の使用は、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限25㎡)で、かつ必要最小限の範囲とする。

4. 参考事例



下田家住宅

新里町板橋

石・木材・漆喰等、自然素材を用いた落ち着いた色づかいにより、周辺の木々や田畑、山々等の環境と調和

7.5YR 3.5/2

2.5Y 8/1

N6



黒保根町交流促進センター

黒保根町水沼

落ち着いた色づかいが周辺の自然景観になじみ、調和

7.5YR 3/1.5

N4



梅田ふるさとセンター

梅田町五丁目

背景に、奥行きを持って連なる山並みを妨げない高さ。木材等、周辺と調和する素材を用いた落ち着いた色づかい

8YR 4/2.5

7.5YR 4/1



旧園六織物

川内町二丁目



桐生みやま園

川内町五丁目



有限会社 佐藤ホッグファーム

新里町山上

当市は、各地域における歴史・文化・産業・生活を背景に造られた様々な建造物と、自然の山々・河川・樹木などにより、地域固有のまち並みが形成されてきました。これらのうち、地域のランドマークになるなど、特に当市の景観形成に重要な役割を果たす建造物や樹木を指定し、景観の保全及び施設の活用を図ります。

(1) 【景観重要建造物・樹木】指定の基準・手続き

【景観重要建造物・樹木】指定の基準

建造物および樹木の外観が次のいずれかに該当し、かつ来訪者が望見可能であり、地域住民に認められていること。

- ①景観的価値：市民や来訪者のランドマークとなるなど、当市の景観において特に重要な役割を担うもの。
- ②歴史的価値：当市の歴史的な変遷の中で重要な役割を果たし、かつ現在もその価値を維持し伝えるもの。
- ③建築的価値（建造物）：その構造や意匠等の建築的価値が高く、かつ現在もその価値を維持し伝えているもの。
- ④地域固有の価値：地域の歴史・民俗・文化などを考える上で重要な役割を担っており、かつ地域固有の価値を後世に伝えるうえで必要であると認められるもの。

【景観重要建造物・樹木】指定の手続き

指定には所有者の同意が必要です。指定にあたっては、所有者又は管理者（以下「所有者等」という）の意見を聴き、十分な協議を行い、建造物および樹木の保全や管理、活用に関する事項を定めます。定めた事項は景観審議会に諮問します。所有者等は自ら指定を提案することができます。

【景観重要建造物・樹木】の保全・管理及び活用の方針

指定を受けた建造物および樹木（以下「指定建造物」「指定樹木」という）は、現状変更（通常管理行為等は除く）には許可が必要となります。また、所有者等には適切に管理する義務が生じます。市は、そのための支援とともに、指定建造物および指定樹木の保全・活用のための周知や望見可能な場所での配慮など、その特徴や魅力の維持・向上を図り、周辺における良好な景観形成に取り組めます。

(2) 【占用物件】指定及び許可の方針

【占用物件】許可の方針

道路・河川などの占用許可にあたっては、計画の第3章「良好な景観の形成に関する方針」及び第4章「行為の制限に関する事項」のほか、次の配慮事項を定めます。

- ①道路等の公共空間に設置する標識・案内板等は、周辺のまち並みとの調和に配慮する。また、特定の範囲の区域（自治体・地域・公共施設の区域等）においては、デザインの統一を図る。
- ②施設等は、その他の道路施設との調和に配慮し、植栽等による修景や目立たない設置の工夫を行う。
- ③設置においては、眺望や景観の連続性に配慮する。
- ④数量・規模・設置箇所数は、必要最小限とする。
- ⑤色彩・材料は、周辺景観との調和及び経年変化を考慮したものとする。

(3) 【景観地区等】指定の基準・手続き

当市の良好な景観の形成・保全を図るため、特に重要な規範となるべき地区を定めるものです。指定にあたっては、地区の住民や事業者の合意のもと、自発的な景観形成への取組を行うことが求められます。「提案制度」により、市民等からの地区指定の提案を行うことができます。

【景観地区・準景観地区】

景観地区：都市計画区域において、市街地の良好な景観形成を図るために指定するもので、都市計画法に基づき指定します。

準景観地区：都市計画区域外で現に良好な景観形成がなされている地域での景観保全を図るために指定します。

【景観重点地区】

桐生市景観条例に基づき、景観計画区域のうち特に区域が一体となって景観の形成・保全を図る必要がある地区を指定するものです。【景観重点地区】では、住民や事業者等の合意のもと、「地区固有の景観形成や保全を図るための基準」を定めることができます。

良好な景観計画（＝景観まちづくり）を実現するためには、市民・事業者・行政それぞれが目標を共有し、互いに協力し、主体的に取り組むことが大切です。市民・事業者の景観まちづくりの積極的な取り組みに対し、行政は次のような支援を行います。市民・事業者の積極的な活用が望まれます。

（１）「景観法」による国の制度

①「景観計画」の提案（法第 11 条関係）

景観計画区域（全市）のうち、特に一体的な景観まちづくりを行うのに相応しい場所（まとまった 0.5ha 以上の区域）について、その所有権を持つ 1 人～数人が共同して変更等の提案ができます。提案は、計画区域の土地所有者等（行政機関所有の公共施設用地を除く）の 3 分の 2 以上の同意が必要です。

②「景観協議会」の設置（法第 15 条関係）

景観計画区域（全市）において、良好な景観まちづくりの協議を行うため、桐生市・景観重要公共施設の管理者・景観整備機構（下記④参照）により組織します。市は必要に応じて以下の者を加えることができます。

関係行政機関・観光関係団体・商工関係団体・農林漁業団体・電気事業・電気通信事業・鉄道事業等の公益事業を営む者・市民・その他良好な景観形成のための活動を行う者

③「景観協定」の締結（法第 81 条関係）

景観計画区域（全市）における特定のまとまった土地について、所有者等全員の合意により良好な景観まちづくりのための協定を結ぶことができます。協定では、土地の区域・景観まちづくりの取り決め事項・有効期間・違反に対する措置などを定めます。

④「景観整備機構」の指定（法第 92 条関係）

一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人など、良好な景観まちづくりの事業を行う者に対し、市長が申請を受けて指定するもので、法第 93 条の次の業務を適正かつ確実にこなすことが必要です。

有識者の派遣・情報提供・相談その他の援助・景観重要建造物等の管理など

（２）市の役割と景観条例による市の制度

■市の役割

①情報提供による意識啓発

景観まちづくりに関する「情報発信」、講演会・出前講座等による「情報提供」

②活動に対する支援

景観まちづくりの活動に対する「技術的サポート」「助成」「表彰制度」など
住民の発議による計画・提案を実現するための仕組みづくり（制度）の制定と充実

③相談窓口の設置

景観まちづくりに関する疑問や悩みの解決、活動に対する助言、景観に悪影響を及ぼす物件や違反広告物に対する通報等、様々な問題に対応する相談窓口の設置

■桐生市景観条例の制度

①「景観重点地区」の指定

景観計画区域のうち、特に一体的な景観まちづくりを行う必要がある地区の支援するため、市長が指定するもので、市民や事業者等の合意のもと、地区固有の景観まちづくりの基準を定めることができます。法第 11 条の「提案制度」により、市民等が提案を行うことができます。

②「地区景観推進協議会」の制定

景観計画区域内の一定の地区において、良好な景観まちづくりを行うことを目的に、当該地区の市民が自主的に設置した団体（条例に定める要件を満たすもの）の申請により、市長が認定する制度です。

（３）計画的な景観形成の推進

①「景観審議会」の設置

当市では平成 6 年に「桐生市都市景観審議会」を設置し、景観に関する事項について諮問・答申を受けてきました。計画的な景観形成を推進するため、今後も景観審議会の一層の活用を図っていきます。